



2025年9月26日

各位

会社名 株式会社エス・サイエンス
(コード番号: 5721 東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 久永 賢剛
問合せ先 総務部長 甲佐 邦彦
(TEL. 03-3573-3721)

第4回及び第5回無担保普通社債（私募債）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年9月26日開催の取締役会決議により、第4回及び第5回普通社債（以下「本社債」といいます。）をLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 及び BEMAP Master Fund Ltd. に対して発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本社債の発行による調達した資金総額20億円は、ビットコインの購入に充当する予定です。

記

I. 9月26日の主な検討事項

当社は本日開催の取締役会において、暗号資産投資事業の進捗状況および市場環境を踏まえ、第4回及び第5回無担保普通社債（私募債、総額20億円）の発行について協議いたしました。

暗号資産市場では、半減期後の需給構造の変化や機関投資家によるETF経由の資金流入が継続していることから、中長期的な資産価値の上昇期待が高まっております。こうした市況を背景に、当社としては中核事業として掲げる暗号資産投資事業において、円建て資産に偏らない形で機動的にビットコインを取得し、財務健全性と資産価値の双方を高めることが重要であると判断いたしました。

その上で、無利息・短期・繰上償還条項付という柔軟性の高い設計を持つ本社債を発行することで、必要な資金を効率的に調達しつつ、将来的な財務負担を固定化しない枠組みを維持できる点について、取締役会において確認を行いました。

II. 再度の社債発行を決定した背景

当社は、2025年8月18日付「普通社債（私募債）の発行枠（上限100億円）の設定、及び、引受に関する基本合意書締結に関するお知らせ」にて公表のとおり、Long Corridor Asset Management Limitedとの間で、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund、MAP246

Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 及び BEMAP Master Fund Ltd. を引受先とする普通社債の発行枠（上限 100 億円）の設定、及び、引受に関する基本合意書を締結（以下「本基本合意」といいます。）しております。本社債の発行は、本基本合意に基づいて発行するものでありますが、当社の暗号資産投資事業の推進に必要な資金を確保するため、本社債を発行することといたしました。

本社債の設計は、本基本合意で定めたとおり、「利息ゼロ・1年以内満期・繰上償還可能」という特徴を備えており、当社の資本効率性と財務健全性を両立するものです。すなわち、利払い負担を伴わず、必要に応じて速やかに返済が可能であることから、恒常的なレバレッジ拡大に依存するものではなく、暗号資産投資の好機を捉えるための柔軟な資金調達手段として機能するものであります。

当社は、前回の第三者割当増資により調達した資金について、第1回無担保社債の償還に充当するとともに、新株予約権の想定以上の行使進展を受けて、第2回無担保社債の一部を繰上償還し、財務リスクの軽減を図りました。これは当社の財務基盤を安定化させるための施策であり、守りの判断であります。

一方で、現在に至るまで新株予約権の追加的な行使は進展しておらず、暗号資産投資事業における資金需要を充足するには十分ではありません。そのため、当社としては、事業機会を逃さず速やかにビットコインを取得するため、確実性と即時性を有する手段として新たに第4回及び第5回無担保普通社債（私募債）総額 20 億円を発行し、必要資金を確保することといたしました。

なお、本社債は額面 100 円に対して 95 円で発行するゼロクーポン債であり、満期償還時には約 1 億円の償還差金が発生します。これは実質的な利息負担に相当しますが、当社はこのコストを許容しても資金調達を速やかに実施し、仮想通貨（ビットコイン）をタイミングよく取得することが極めて重要であると判断しております。

このように、流動性の高い資金を戦略的に活用することで、中核事業である暗号資産投資事業の拡大を進めてまいります。

III. 本社債の内容

1.	名称	株式会社エス・サイエンス第4回無担保普通社債
2.	社債の総額	金1,000,000,000円
3.	各社債の金額	金25,000,000円
4.	払込期日	2025年9月30日
5.	償還期日	2026年9月30日
6.	利率	年利0.0%（ゼロクーポン）
7.	発行価額	額面100円につき金95円
8.	償還価額	額面100円につき金100円
9.	償還方法	本社債は、2026年9月30日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、第10項に定める金額による。

10. 繰上償還
- (イ) 組織再編行為による繰上償還
- 組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。
- 当社は、本号(イ)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。
- (ロ) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還
- 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。
- 本号(イ)及び(ロ)の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(ロ)に基づく通知が行われた場合には、本号(ロ)の手続が適用される。
- (ハ) スクイーズアウト事由による繰上償還
- 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日

より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ニ) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合(但し、同項1号に定める事由が発生した場合には、当社が東京証券取引所スタンダード市場への市場区分の変更申請を実施している場合であって、当該申請が承認されることが合理的に見込まれる場合を除く。)、又は、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかつた場合

(ホ) 当社の選択による繰上償還

当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)より前に、当社の判断で事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

(ヘ) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が68円(注:本新株予約権の下限行使価額)(但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行う。)を累積5取引日下回った場合、当該日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

11. 引受人

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC及びBEMAP Master Fund Ltd.

1.	名称	株式会社エス・サイエンス第5回無担保普通社債
2.	社債の総額	金1,000,000,000円
3.	各社債の金額	金25,000,000円
4.	払込期日	2025年9月30日
5.	償還期日	2026年9月30日
6.	利率	年利0.0%（ゼロクーポン）
7.	発行価額	額面100円につき金95円
8.	償還価額	額面100円につき金100円
9.	償還方法	本社債は、2026年9月30日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、第10項に定める金額による。
10.	繰上償還	<p>(イ) 組織再編行為による繰上償還</p> <p>組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとする。</p> <p>当社は、本号(イ)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。</p> <p>(ロ) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還</p> <p>当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>本号(イ)及び(ロ)の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(ロ)に基づく通知が行われた場合には、本号(ロ)の手續が適用される。</p>

(ハ) スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(二) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合（但し、同項1号に定める事由が発生した場合には、当社が東京証券取引所スタンダード市場への市場区分の変更申請を実施している場合であって、当該申請が承認されることが合理的に見込まれる場合を除く。）、又は、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかつた場合

(ホ) 当社の選択による繰上償還

当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）より前に、当社の判断で事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還ができる。

(ヘ) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が68円（注：本新株予約

権の下限行使価額)（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行う。）を累積5取引日下回った場合、当該日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

11. 引受人 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC及びBEMAP Master Fund Ltd.

<本社債の使途>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期
① ビットコイン (BTC) 購入	2,000	2025年9月下旬～10月上旬
合計	2,000	

IV. 今後の見通し

今回の社債発行による当社の業績に与える影響は、社債利息として第2四半期に累計2億50百万円を計上する見込みです。今後の業績に与える影響について開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上